

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、「信用日本一」の社是のもと、法と社会倫理に基づき行動し、常に株主を含むあらゆるステークホルダーに配慮するとともに、その信頼と要望に応えることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

また、「人・仕事・会社を磨き続け、建設事業を通じて、社会に貢献する。」を企業理念とし、当社が定める企業行動憲章やコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンスを徹底し、地道に本業に取り組み、将来に亘りお客様の満足や人と地域社会の安全・安心を提供することによって社会に貢献していきます。

そのために、経営の意思決定は透明性と公正性を確保し、実効性の高い監督を実践することにより、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、株主の利便性を考慮し、議決権の電子行使を実施していますが、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、招集通知の英訳は実施していません。今後は株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討します。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、ホームページ、事業報告書、招集通知等の情報の英訳は実施していません。今後は株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取引先との良好な関係構築、高度な技術力の維持・向上、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有しています。

直近の事業年度の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに縮減していく基本方針のもと、毎年6月の取締役会において銘柄ごとに当社の事業特性と中長期的視点から保有の意義や経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直します。

政策保有株式に係る議決権については、適切なコーポレートガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するか、また、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかの観点を踏まえ、議案内容を精査のうえ総合的に賛否を判断し、適切に行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員や主要株主等との取引が発生する場合は、法令等の定め及び社内規則の定める重要性基準等に従い、取締役会等にて承認、確認等を行っています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金積立金の適正な運用を図るため、代表取締役社長を長とし、管理本部長及び専門性を持つ人材によって構成される資産運用委員会を設置しています。また、基金事務局には適切な資質を持った人員を配置すると同時に、担当者を外部セミナー等に派遣することで資質の向上を図っています。

資産運用方針及び政策的資産構成割合は資産運用委員会で検討し、代議員会で決定しています。資産運用に際しては過度なリスクを取らず、下値抑制を重視した運用方針としており、代議員会における運用報告及び定量評価によって運用状況を確認し、適宜必要に応じて見直しています。なお、当社の株式及び投資口の議決権行使については運用委託先の判断基準に従っており、利益相反に該当する事項はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社及び当社グループは、「信用日本一」の社是のもと、「人・仕事・会社を磨き続け、建設事業を通じて、社会に貢献する。」を企業理念としています。企業理念の実現のために、以下の経営指針を定めています。

- ・質素で堅実な社風を守り、地道に本業に取り組む
- ・コンプライアンスを徹底する
- ・お客様の立場に立ち、信頼と要望にこたえ、選ばれ続ける企業をめざす
- ・社寺建築の継承を使命とし、技術を磨き続ける
- ・環境の変化に機敏に対応し、常に安定経営を心がける
- ・積極的に地球環境の保全に努め、地域社会に貢献する
- ・個性を尊重し、創造性あふれる”人財”を育てる

これら社是、企業理念、経営指針を踏まえて、3年を中途として中期経営計画を策定し、中長期的な企業価値の向上を目指しています。

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1-1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

( ) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「1-1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。

( ) 取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名は、人格や見識等普遍的に求められる個々の資質や、役割・責務を十分に果たすことができる経験や能力、業績等バランスを考慮して行う方針としています。

本方針に基づき代表取締役社長が適当と判断した候補者を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において審議のうえ決定し、取締役・監査役候補者として株主総会に提案しています。

取締役・監査役解任は、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由等から職務執行に著しい支障が生じた場合、法令もしくは定款その他当社の規定に違反し、著しく企業価値を棄損させた場合、選任方針の要件を欠くことが明らかになった場合に、取締役会において審議のうえその措置が決定されます。

( )取締役等の個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役及び監査役の候補者について、その略歴及び候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

<https://www.matsui-ken.co.jp/investor/meeting>

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲とその概要】

当社の取締役会は、定款及び法令に定める事項並びに「取締役会規則」等に規定する業務執行上の重要な事項について決議しています。

また、これら以外の業務執行の決定については、取締役会から経営陣に対して決裁権限規定に基づく権限を委任し、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任について、会社法に定める要件及び東京証券取引所の独立性基準の規定に則り、行っています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成の考え方及び選任の方針・手続き】

当社の取締役会の員数は10名以内とし、現在は社外取締役2名を含む10名で構成されています。取締役会の構成に当たっては、期待する役割、責務を踏まえ、意思決定の透明性、公正性に配慮しつつ、中長期的な企業価値向上に資するとの観点から、その多様性に留意した構成としています。

取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が、性別・国籍等に関わらず、経歴、人格、見識、能力及びそのバランス等を総合的に勘案して適当と判断した候補者を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において審議のうえ決議しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の職務の執行に影響のない範囲にとどめることとしています。

現在、当社は、取締役及び監査役全員が他の上場会社の役員を兼任していません。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要】

当社の取締役会は、取締役会の実効性確保及び機能向上を目的に社外取締役を含む取締役全員が記名式による自己評価を行い、その集計に基づき監査役が出席する取締役会において協議しています。その結果、経営上重要な事項の決議や業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されているものと評価しています。

当社の取締役会は、こうした評価を踏まえ、より一層取締役会の実効性を高めるために改善に取り組んでいくこととしています。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針の開示】

当社は、取締役及び監査役は、自己に求められる役割・責務を果たすため、常に情報を収集し、自己の能力の維持・向上のため研鑽に勤しむことを方針としています。

また、取締役及び監査役は、自己の職務遂行のため必要と判断した場合には、社外の研修に参加することができるものとし、当該社外研修に要した費用は、会社が負担しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話の方針】

当社は、株主との建設的な対話が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと認識し、次の体制を整備しています。

- (1)株主との対話は、管理本部が主幹し、管理本部担当取締役が所管しています。
- (2)必要に応じて関係部門は、管理本部と連携し、株主との対話に当たります。
- (3)株主への情報提供に資するため、株主通信等を作成しています。
- (4)株主との対話により得られた意見等は、必要に応じて速やかに取締役会に報告し、情報の共有を図っています。
- (5)株主との対話にあたっては、内部情報管理規則に基づくインサイダー情報の管理を徹底し、適切に対応します。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	1,503,000	4.92
株式会社北陸銀行	1,503,000	4.92
株式会社大垣共立銀行	1,429,000	4.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,201,100	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,001,600	3.28
株式会社松井興産	935,000	3.06
松井建設従業員持株会	913,897	2.99
公益財団法人松井角平記念財団	850,000	2.79
東京海上日動火災保険株式会社	770,000	2.52
みずほ信託銀行株式会社	764,000	2.50

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木裕子	弁護士													
加藤芳之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木裕子			弁護士として、専門的な知識と的確な判断力を有し、社外監査役を務めた経験により、当社の事業内容に精通しながらも、当社の論理に捉われず、独立性をもって経営の監視を遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

加藤芳之	株式会社大垣共立銀行に2020年6月まで在籍していました。同行は、当社の主要な取引銀行の一行であります。当社は2020年3月31日現在、借入金はなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	金融機関において培われた高い知見と、経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、当社の論理に捉われることなく、客観的・中立的な立場から、独立性をもって経営の監視を遂行いただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないため、独立役員にしております。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	特別人事委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	特別人事委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役・監査役候補の指名及び取締役の報酬等に関する手続きについて、代表取締役社長の諮問機関として任意の特別人事委員会を設置し、公正性・透明性・客観性を強化してコーポレートガバナンスの充実を図っている。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、原則として年6回、その他必要に応じて情報・意見の交換を行い、会計監査の結果報告を受けることのほか、適宜、会計監査人の監査に立会う等、連携を図り、監査の実効性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田畑孝之	他の会社の出身者													
山口素子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田畑孝之		株式会社みずほ銀行に2009年5月まで在籍しておりました。同行は、当社の主要な取引銀行の一行であります。当社は2020年3月31日現在、借入金はなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年金融機関に携わった後、企業の監査役を務めた経歴を有しており、その幅広い知見に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務遂行を監査していただいております。引き続き社外監査役として選任しております。
山口素子		当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の前身である新日本有限責任監査法人出身であります。2003年に同法人を退職しており、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	公認会計士および税理士として、企業の会計監査や税務申告業務に従事した豊富な経験と高度な専門的知識に基づき、独立性のある立場から、客観的かつ公平に取締役の職務遂行を監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬に併せて、役員持株会への加入とそれに伴う拠出分を中長期的な業績へのインセンティブとして上乗せしています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第91期(2019年4月1日から2020年3月31日)事業報告における取締役及び監査役の報酬の総額  
 取締役 10名 196,666千円(うち社外取締役2名 8,706千円)  
 監査役 4名 17,694千円(うち社外監査役3名 6,447千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(社外取締役を除く)の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図るために、代表取締役社長の諮問機関として、独立社外取締役2名を含む取締役4名によって構成される任意の特別人事委員会を設置しています。

報酬は固定部分と業績連動部分に分かれており、業績連動部分については、会社の業績見込み、従業員の給与水準を勘案し、併せて定性的な個人の業績評価を加味しています。また、役員持株会への加入とそれに伴う拠出分を中長期的な業績へのインセンティブとして報酬に上乘せしています。

報酬金額は、代表取締役社長が本人を除く取締役に対し定性的評価を実施した後、これを特別人事委員会にて評価し、その結果に基づき取締役会にて決議されます。なお、代表取締役社長については社外取締役が評価します。

社外取締役の報酬については、独立性を担保する観点から業績連動分は含まない固定報酬としており、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして役員持株会への加入とそれに伴う拠出分を、報酬に上乘せしています。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務執行にあたり、経営監督に資する情報等は主に管理本部より適時提供する体制となっています。社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、総務部門においてサポートしています。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
松井角平	会長	神社仏閣に代表される日本建築に関わる取引先との親和性の維持。 各業界団体の活動。	非常勤、報酬有	2005/06/29	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役会は、本報告書の「1-1. [取締役関係]」に記載の員数で構成され、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、代表取締役社長による業務執行の状況報告、重要事項の審議、職務執行の監督を行っています。

なお、社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動的な業務執行を目的として執行役員制度を導入しています。執行役員は18名であり、任期は1年としています。また、業務執行体制を執行役員社長以下執行役員としています。

(2) 当社は監査役制度を採用しています。

監査役会は、本報告書の「1-1. [監査役関係]」に記載の員数で構成され、原則として毎月1回開催し、監査に関する報告・協議・決議を行っています。また、業務監査の一環として監査役全員が取締役会に出席しています。

なお、社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

(3) 経営会議は、本部長以上をメンバーとし、取締役会の事前審議機関として、原則として毎週1回開催し、重要事項の事前審議、業務執行の報告・審議を行っています。

(4) 監査部は、業務部門から独立した内部監査組織として専任4名を配置し、年度監査計画等に基づき内部監査を実施しています。

監査結果は経営会議に報告するとともに、被監査部署に対しその改善を指示しています。さらに、必要に応じてフォローアップ監査等を実施することにより、内部監査の実効性を高めています。

(5) 当社は会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。

なお、同監査法人又は当社監査に従事する業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

業務を執行する公認会計士の氏名(2020年3月31日現在)

業務執行社員 久保 隆

業務執行社員 上林 礼子

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、会計士試験合格者等6名、その他8名

監査報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 36,500千円

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、本報告書の「 - 1. [監査役関係]」に記載の員数で構成される監査役会が会計監査人及び内部監査部門と連携して実効性のある監査を行い、また、独立・公正な立場から当社の経営監督機能を強化するため社外取締役を選任し、効果的なコーポレートガバナンスの実現を図る現在の体制が適切であると判断しています。

監査役は取締役会に出席し、取締役会による意思決定の適正性、妥当性に関して適宜中立・公正な立場から意見を述べており、現状の体制において経営監視機能は十分に確保されているものと考えています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社定時株主総会に係る招集通知は、法定期日より5営業日前を目途に早期発送しています。 また発送より前に東京証券取引所および当社ホームページにて早期開示を行っています。
その他	株主総会において、事業報告書等をビジュアル化し、説明しています。 また、会社ホームページに招集通知等関連書類を掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、定時株主総会招集通知を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で、IRに関する業務を行っています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	代表者自らの言葉として、ステークホルダーに対して果たす基本的な使命を「企業行動憲章」で定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2003年5月にISO14001の認証を取得し、積極的な環境活動を推進しています。 その具体的な活動として、建設廃棄物の発生抑制やリデュース・リユース・リサイクルの促進を図る等の環境方針を定め、全社をあげて環境負荷低減活動を行っています。 また、地球環境保護の観点から、二酸化炭素排出量の削減が図れるソーラー発電事業への取り組みや、社会貢献の観点から、地域中学生を対象とした職場体験や交通安全運動の一環として交通ボランティアを行っています。 こうした環境保全活動やCSR活動等については、「CSR報告書」を作成して当社ホームページで公表しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社の内部統制システム構築において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、並びに資産の保全という内部統制の目的達成のため、企業理念に基づく企業行動憲章を定め、役職員全てへの浸透を図る。
  - (2) 企業行動憲章を基に制定したコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。その施策として、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス推進に関する方針に基づき、各部門により教育・啓蒙を行う。また、「公益通報者保護管理規定」に基づき設置した「企業倫理・法令遵守ホットライン」による内部通報制度を維持する。
  - (3) 業務執行部門から独立した監査部が、業務監査の一環として内部監査を実施する。
  - (4) 一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る重要情報については、文書化し「文書取扱規定」に従い、適切に保存及び管理を行う。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制をとる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務部門から独立した監査部が内部監査を通して行う仕組みを整備する。
  - (2) 品質、安全、環境、災害、情報等、諸種のリスクについては、対応する部門・部署あるいは必要に応じて設ける委員会等により、リスクの未然防止や再発防止等を行う体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - (2) 経営に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するよう、「経営会議」にて事前審議のうえ、取締役会において審議決定する。
  - (3) 執行役員制度を導入し、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動性と効率性を高めている。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 前各号における施策は、松井建設グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、グループ会社の全てを網羅的、総括的に捉え構築する。
  - (2) 事業運営については、「関係会社管理規準」に基づき、グループ会社の重要事項の決定に関して当社への事前協議及び報告を求める。その他、必要に応じて当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。
  - (3) グループ会社は、「関係会社管理規準」に基づき業績、財務状況については定期的に、その他重要な事項はその都度報告する。
  - (4) グループ会社の財務報告を適正に行うため、現行の業務プロセス及び評価・監査の仕組みが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、財務報告の適正性を確保する。
  - (5) 監査部は、必要に応じてグループ会社を監査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役への当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合には、その期間において専任の補助使用人(以下「監査役担当」)を任命する。
  - (2) 監査役担当の人事異動等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。
  - (3) 監査役担当は、他の業務を兼務することなく監査役の直接指揮のもと職務を遂行する。
7. 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款に違反する事項その他重要事項については適宜、発見次第速やかに監査役へ報告する。また、監査役は必要に応じて、当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (2) 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
  - (3) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、速やかに処理する。
  - (4) 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の状況や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (5) 会計監査人及び監査部と監査役は、定期的に会合の機会を持つ等、適切な連携体制をとる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底することを基本方針としています。

この基本方針に基づき、管理本部総務部総務課を対応統括部署として、各支店に不当要求防止責任者を選任して、各地域にて組織されている特殊暴力防止対策協議会等に加入して情報収集等を行っています。また、対策マニュアルを配布し、従業員全員を対象にした研修を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年に買収防衛策を導入し、以降3年毎に継続更新してまいりました。2019年5月にその内容の一部を見直し(以下「本プラン」といいます。)、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会において継続が承認され、2022年6月までの3年間更新しております。その概要は下記の通りです。

なお、詳細につきましては当社ホームページにおいて開示しておりますので、併せてご参照ください。

「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」

<https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2019/05/松井建設買収防衛策2019.pdf>

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えています。

従いまして、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1の基本方針の実現に資するものと考えています。

(1) 企業価値向上への取組み

当社は総合建設業を営み、1586年(天正14年)の創業以来、430余年の社歴を有しています。“質素で堅実な企業風土を守り、地道に本業に取組む”経営姿勢を貫き、積み重ねてきた幾多の施工実績と健全な企業体質により、顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することにより、企業価値を向上させていきたいと考えています。

(2) コーポレートガバナンスの強化の取組み

当社は、あらゆるステークホルダーと適切な関係を維持するためにコーポレートガバナンスを充実することは中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の向上に資すると考えており、経営の最重要課題のひとつと位置付けております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し、経営の透明性、公正性及び効率性を確保することに努めております。

当社は、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化に努め、企業行動憲章及びコンプライアンス行動指針に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

さらに、コンプライアンス体制の強化を目的に、法令遵守に関する啓蒙活動を行う機関として、社内コンプライアンス委員会を設置しております。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に資すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会において、本プランを継続することを決議しております。

(2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任します。

(4) 大規模買付ルールの概要

1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

2) 大規模買付者からの必要情報の提供

大規模買付者には、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で記載した書面で提出していただきます。

3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討

し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(5)大規模買付行為がなされた場合の対応方針

1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に法律が認める対抗措置を講ずることがあります。

2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、法律が認める対抗措置を講ずることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

3)対抗措置発動の手続き

上記1)に記載の対抗措置を講ずる場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対してその発動の是非を諮問し、独立委員会は、対抗措置発動の必要性等を十分検討したうえで、勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の是非について判断します。

上記2)に記載の対抗措置を発動することについて判断するにあたり、当社取締役会は、独立委員会に対してその発動の是非を諮問し、独立委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか否か十分に検討したうえで、勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで発動の是非について判断するものとします。

(6)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会終結の時から2022年6月開催予定の当社第93期定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、上記有効期間中であっても、当社株主総会において廃止する決議が行われた場合や、当社取締役会において廃止する決議が行われた場合は、その時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、これを本プランに反映するのが適切である場合等、株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

4. 上記2の取組みが、上記1の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の確保の原則)を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3(1)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3)株主意思を反映するものであること

本プランの継続に関する株主の意思を問うため、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、承認されております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3(6)に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することが可能です。また、当社は期差任期制を採用しておりません。

(5)独立性の高い社外者の判断の重視

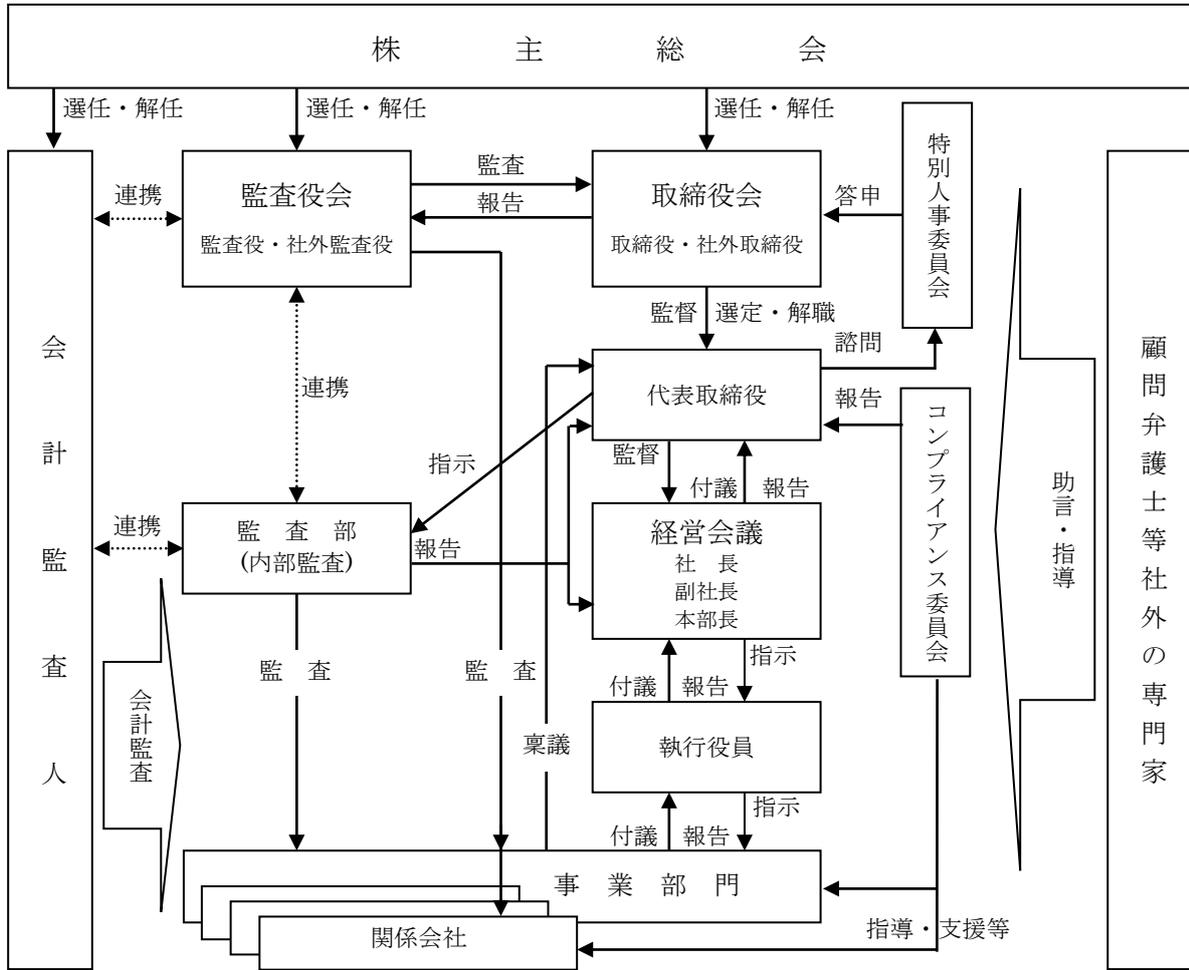
本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記3(5)に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重したうえで発動されるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営を担保するための手続きも確保されております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品市場の公正性と健全性に資するため、金融商品取引法、その他関係諸法令及び金融商品取引所の定める諸規則に則り、投資家に対する適時適切な会社情報の開示に努めています。

適時開示は、各部署及びグループ会社から情報取扱責任者(管理本部長)が情報の集約・管理を行い、適時開示規則等に則り関係部署と協議のうえ、代表取締役社長に報告する体制としています。決定事実や決算情報は取締役会承認後遅滞なく、また、発生事実など適時開示の主旨に則り開示することが求められる事項については発生後遅滞なく、情報開示に努めています。

# コーポレート・ガバナンス体制



## 適時開示体制の概要

